

記入上の注意

- 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「全日制」、「定時制」、「通信制」の別を記入してください。
- 【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】の欄は、次によって記入してください。
- ロ（1）に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- 【3 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の 2 第 1 項、第33条の 8 第 2 項又は第47条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ（1）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（1）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（1）④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ（1）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ（1）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 【4 扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 個人番号カードで申請をした場合、都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ニ 2 つ以上の課程に在学している場合は、いずれか 1 つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発児第 8 6 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。